

懲戒と特別指導について

1 懲戒と特別指導について

高等学校では、生徒の問題行動に対して懲戒または特別指導を行う場合があります。

懲戒とは学校教育法に定められたもので、退学、停学及び訓告があります。訓告は校長からの注意、停学は30日以内の期間で登校を停止するものであり、退学は次のいずれかに該当するときに行われると規定されています。

- ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ・ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ・ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

しかしながら、法的効果を伴う懲戒は生徒の教育を受ける権利や身分に変動をもたらすものであるため、その実施に当たっては県の関係部署と協議の上、慎重に対応する必要があります。そこで、本校では教育的配慮に基づき、本人及び保護者の理解を得て、当該生徒の生活全般の改善を支援するための特別な指導（以下、特別指導）を行う場合がある。

2 特別指導となる問題行動の事例

- ・ 喫煙（喫煙具所持、同席、電子たばこ等も含む）
- ・ 飲酒（同席も含む）
- ・ バイク（原付も含む）の免許取得、運転、同乗等
- ・ 車の無断免許取得、無断教習所入所（期間、条件が決められています）
- ・ 窃盗、万引き等
- ・ いじめ、暴力行為、金銭・物品強要、けんか等
- ・ 対教師暴力、対教師暴言等
- ・ 考査時の不正行為（携帯電話所持、カンニング、答案改ざん等）
- ・ ネット関係（個人情報漏洩、誹謗・中傷の書込み等）

上記のものは一部であり、その他触法行為や他人に迷惑をかける行為等があった場合は特別指導の対象となります。

3 特別指導の実施方法

特別指導を行う際は、生徒の問題行動や非違行為の内容等の事実確認を十分行った上で、その都度慎重に審議し、指導措置を決定します。

特別指導の「申渡し」及び指導の「解除」は、必ず保護者にも立ち会っていただき学校で実施いたします。指導期間中は、家庭謹慎を原則とし、御家庭での指導をお願いしますが、クラス担任や学年職員が適宜家庭訪問を行わせていただきます。但し、御家庭の事情で自宅での見守りが難しい場合は、学校において別室指導（学校謹慎）で対応することも可能です。

特別指導は、問題行動について深く反省させるとともに生徒の生活態度全般の改善を促し、今後の学校生活の立て直しを図ることを目的としております。生徒の将来に向けて、御家庭の御理解、御協力をお願いいたします。